

**法人県民税、法人事業税及び地方法人特別税
申告・納付等の手続きのお知らせ**

平成26年3月 福島県税務課

本県では、次の市町村に本店を有する法人について、東日本大震災以降に到来する法人県民税、法人事業税及び地方法人特別税の申告・納付等の期限を延長していましたが、この延長措置を終了しました。

【対象市町村】

田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

つきましては、平成27年3月31日までの間に申告・納付等の手続きをお願いします。

※1 平成27年3月31日以前でも、申告・納付等していただくことができます。

※2 平成27年3月31日までに申告・納付等をするのに当たって、期限延長の申請は不要です。

○ **申告・納付が困難な場合**

平成27年3月31日までに申告・納付できない場合は、個別申請により期限の延長措置を、納付が困難と認められる場合には納税の猶予措置を受けることができますので、最寄りの地方振興局県税部へ御相談ください。

○ **申告・納付していただくもの**

確定申告、予定申告、修正申告、清算予納申告及び清算確定申告

(平成23年3月11日から平成27年3月30日までに本来の申告・納付期限が到来するもの)

(延長措置により確定申告の手続き期間が平成27年3月31日となる事業年度については、予定申告は不要です。)

○ **お問い合わせ先**

機関名	所在地	電話	
		申告関係	納税関係
県北地方振興局 県税部	〒960-8043 福島市中町1-19	024-523-4698	024-523-3594
県中地方振興局 県税部	〒963-8540 郡山市麓山1-1-1	024-935-1251	024-935-1241
県南地方振興局 県税部	〒961-0971 白河市昭和町269	0248-23-1517	0248-23-1514
会津地方振興局 県税部	〒965-8501 会津若松市追手町7-5	0242-29-5251	0242-29-5241
南会津地方振興局 県税部	〒967-0004 南会津町田島字根小屋甲4277-1	0241-62-5214	0241-62-5212
相双地方振興局 県税部	〒975-0031 南相馬市原町区錦町1-30	0244-26-1126	0244-26-1124
いわき地方振興局 県税部	〒970-8026 いわき市平字梅本15	0246-24-6032	0246-24-6030
県庁 税務課	〒960-8670 福島市杉妻町2-16	024-521-7068	

※ 申告書等の各種書類は、最寄りの地方振興局県税部へ提出することができます。